

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第39号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成 9 年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第20号中「第27条第 3 項」の次に「、第27条の 3 第 2 項」を加え、「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届」を「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届」に改め、同表第24号中「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素又は陽電子

断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」に改め、同号を同表第24号とし、同表中第22号を第23号とし、第21号の次に次のように加える。

(22)	省令第27条の3第1項	診療用放射性同位元素使用器具設置届
------	-------------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。